

敦賀署通信（令和7年12月号）

教賀労働基準監督署 管内の 令和 7年 業種別 労働災害発生状況 速報（対前年同期比較） 令和7年11月末速報

区分 業種	休業4日以上の死傷灾害				死亡灾害		
	7年	6年	対前年 増減	増減率 (%)	7年	6年	対前年 増減
全産業	112	133	-21	-15.8	1	1	-1
製造業	15	19	-4	-21.1	1	1	-1
食料品製造業	5	5	±0	—	1	1	-1
織物工業・織維製品製造業	1	1	±0	—	0	0	—
木材・木製品・家具等製造業	2	3	-1	-33.3	0	0	—
パルプ・紙・印刷・製本業	3	1	2	200.0	0	0	—
化学生工業	1	2	-1	-50.0	0	0	—
窯業土石製品製造業	0	0	±0	—	0	0	—
鉄鋼・非鉄金属製造業	0	0	±0	—	0	0	—
金属製品製造業	0	0	±0	—	0	0	—
一般機械器具製造業	0	0	±0	—	0	0	—
電気機械器具製造業	0	3	-3	-100.0	0	0	—
輸送用機械等製造業	0	1	-1	-100.0	0	0	—
電気・ガス・水道業	1	0	1	—	0	0	—
その他の製造業	2	3	-1	-33.3	0	0	—
鉱業	0	1	-1	-100.0	0	0	—
建設業	25	27	-2	-7.4	0	0	—
土木工事業	7	9	-2	-22.2	0	0	—
建築工事業	8	11	-3	-27.3	0	0	—
木造家屋等建築工事業	1	3	-2	-66.7	0	0	—
その他の建設業	10	7	3	42.9	0	0	—
運輸業	14	16	-2	-12.5	0	0	—
鉄道等・道路旅客運送業	1	1	±0	—	0	0	—
道路貨物運送・海上貨物取扱業	13	15	-2	-13.3	0	0	—
その他の運輸交通・海陸運搬業	0	0	±0	—	0	0	—
農林・畜産・水産業	7	7	±0	—	0	0	—
林業	3	2	1	50.0	0	0	—
商業	13	15	-2	-13.3	0	0	—
小売業	7	11	-4	-36.4	0	0	—
金融・広告業	0	2	-2	-100.0	0	0	—
保健衛生業	15	28	-13	-46.4	0	0	—
社会福祉施設	12	20	-8	-40.0	0	0	—
接客娯楽業	8	4	4	100.0	0	0	—
旅館業	3	2	1	50.0	0	0	—
飲食店	4	2	2	100.0	0	0	—
ゴルフ場の事業	1	0	1	—	0	0	—
清掃・と畜業	6	3	3	100.0	0	0	—
ビルメンテナンス業	4	2	2	100.0	0	0	—
その他の警備業	9	11	-2	-18.2	0	0	—
警備業	5	2	3	150.0	0	0	—

※ 休業4日以上の死傷灾害数は労働者死傷病報告による。死亡災害は死亡災害報告による。

敦賀労働基準監督署からのお知らせ

労働安全衛生法に基づく報告・届出は 電子申請を活用しませんか？

現在、労働安全衛生法に基づくほとんどの報告・届出は、**電子申請**により手続きをとることが可能です。

電子申請による手続きは、開院時間外での申請が可能である、郵送費がかからない等様々なメリットがありますので、**電子申請デビュー**してみませんか？

敦賀労働基準監督署では、容易に電子申請手続きを行えるようマニュアルを作成していますので、ご活用ください。

なお、電子申請にて手続きを行った場合は、必ず申請が受理されていることを確認するようお願いします。

（申請しつぱなしになっているケースが多いです）
確認方法については、敦賀署通信（令和7年9月号）で紹介しています。

電気放射線健康診断結果報告書作成用

特定化学物質健康診断結果報告書作成用

電子申請マニュアル

電子申請マニュアル

二次元コードからそれ

そのマニュアルを
確認していただけます。

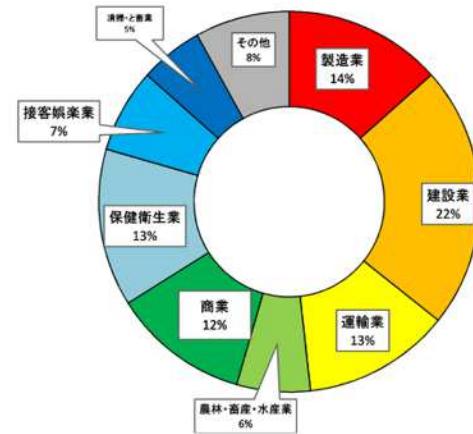


下

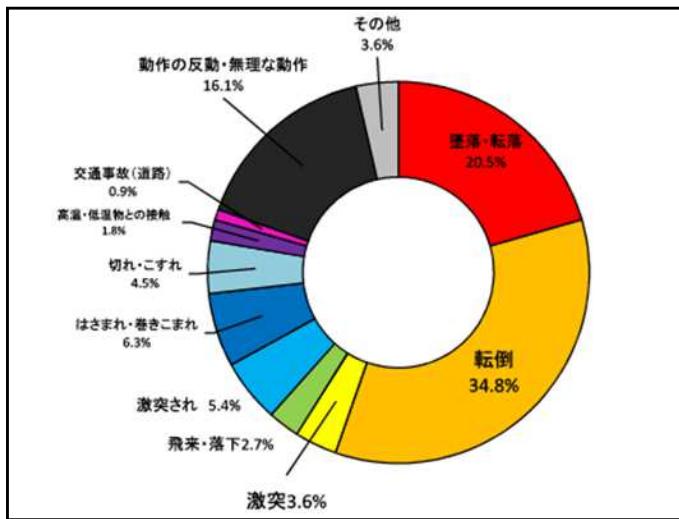
部

上

部



令和7年 事故の型別 労働災害発生状況



冬季無災害運動（12月1日から2月28日）

を職場一丸で取り組みましょう！

詳しくは次ページで

今月のトピック

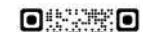
カスハラ・就活セクハラ対策が義務化されます！

厚生労働省では、ハラスメントのない社会の実現に向けて12月を「職場のハラスメント撲滅月間」と定め、集中的な広報、啓発活動を実施しています。

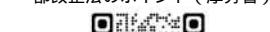
令和7年6月11日に労働施策総合推進法等の一部改正が公布され、**カスタマーハラスメント**や求職者等に対する**セクシャルハラスメント**を防止するために、雇用管理上必要な措置を講じることが事業主の義務となります。

令和8年12月10日には、労働政策審議会の第8回雇用環境・均等分科会が開催され、上記法施行日を令和8年10月1日とする案が示されていますので、参考にしてください。

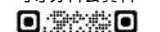
ハラスメント
撲滅月間チラシ



令和7年労働施策総合推進法等
一部改正法のポイント（厚労省）



第88回雇用環境・
均等分科会資料



冬季無災害運動に職場一丸で取り組みましょう！

冬季無災害運動実施要領

～冬季に発生しやすい特有の災害に対する防止対策に取り組みましょう～

福井県内においては、例年、冬季における積雪・凍結等に起因して発生する労働災害（以下「冬季特有災害」という。）が多く発生しており、中には、手足等を骨折する等の休業3か月以上にも至る重傷災害が発生している。

冬季特有災害は気候により大きく増減するが、最も多い転倒災害は気温が氷点下となるような深夜から早朝の出退勤時に凍結又は積雪のある事業場の玄関、屋外通路、駐車場において、多く発生している。

年末年始は生活のリズムの変化、気象条件（積雪・凍結等）、交通事情等から労働災害が増加する時期であり、職場では、余裕をもった行動と災害防止のための特別な配慮が必要となることから、冬季の積雪・凍結時及び年末年始の非定常作業時等の労働災害防止運動を積極的に展開し、更なる労働災害の減少を図るため、下記により「冬季無災害運動」を実施する。

記

1 実施期間

令和7年12月1日から令和8年2月28日まで

2 主唱者

福井労働局、福井・武生・敦賀・大野労働基準監督署

3 実施者

各事業者

4 主唱者の実施事項

- (1) 労働災害防止団体等に対する協力要請
- (2) 事業者、労働災害防止団体等が行う労働災害防止活動に対する指導・援助
- (3) ポスター、ホームページ、記者発表等による広報

5 事業者の実施事項

- (1) 経営トップによる年末年始時期に係る安全衛生方針の決意表明

- (2) 安全衛生パトロールの実施

次ページの様式をご活用ください！

- (3) 積雪・凍結等による転倒災害防止対策の徹底

- (4) 交通労働災害防止ガイドラインに基づく冬季の交通労働災害防止対策の推進

- (5) 屋根の雪下ろし等による墜落・転落防止対策の徹底

- (6) 除雪機械等によるはさまれ・巻き込まれ災害防止対策の徹底

福井労働基準監督署が作成した
リーフレット「冬季・降雪期に
おける労働災害防止について」を
ご活用ください！



令和7年度

揭示目

年

月

三

『安全宣言』

冬季（12月1日から2月28日まで）の 無災害を達成するために 私たちの職場ではこうします！



会社名：

代表者：